



令和 7 年 6 月 23 日

報道機関 各位

上田市空家等対策計画改定について 上田市空家等対策協議会へ諮問します

平成 30 年度に策定した「上田市空家等対策計画」が本年度末を以て終了することから、同計画を改定します。

これに伴い、上田市空家等対策協議会へ原計画の改定について市長より諮問します。

1 計画の概要

【根拠法令】空家等対策の推進に関する特別措置法第 7 条第 1 項

「市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画を定めることができる。」

【計画期間】令和 8 年度から令和 12 年度まで（5 年間）

【計画対象】上田市全域

【策定体制】上田市空家等対策協議会により審議
庁内関係課との連携・調整等

2 令和 7 年度第 1 回（第 13 回）空家等対策協議会

(1) 開催日時 7 月 4 日（金）午前 9 時 00 分から 11 時 00 分まで

(2) 場 所 上田市役所本庁舎 4 階 庁議室

(3) 会議事項 空家等対策計画について その他報告

※協議事項に入る前に、市長より上田市空家等対策協議会へ諮問を行います。

上田市は「SDGs 未来都市」です。



上田市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

上田市 都市建設部 住宅政策課

課長：木内（担当 係長：小林・主査：寺澤）

直通Tel.0268-71-6722・fax0268-23-5246

e-mail：jutaku@city.ueda.nagano.jp